

第872回

宿毛市農業委員会会議

1. 日 時 令和6年3月5日(火曜日)午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 303会議室

3. 出席者(14名)

1番 稲田 義敬	2番 山口 一晴	3番 濱田 頼之
5番 岩本 誠司	6番 井垣 水里	7番 澤田 誠規
9番 小島 久司	10番 寺田 巧	

2番 保田 稔	3番 川島 照久	4番 堀内 愛貴
5番 赤星 文香	6番 山本 大	7番 浦田 久永

4. 欠席者(4名)

4番 山本 欣史	8番 西山 成彦	11番 羽賀 大透
----------	----------	-----------

1番 松本 功

5. 事務局等出席者

事務局長兼農地係長	小松 憲司	事務局	主任 柴岡 恵美
産業振興課 農業振興係長	濱田 紘一		

6. 付議案件

議案第1号	農地法第3条許可申請審査について
議案第2号	宿毛市農用地利用集積計画について
議案第3号	農用地利用配分計画案の意見聴取について(諮問)

○議 長 みなさん、こんにちは。令和5年度の農業委員会も今日で最後となります。今日は寒い日になってますので、風邪をひかないように十分気を付けてください。案件数は問題ないんですが筆数の方がちょっとありますので、早速審議に入らせてもらいますので、よろしくをお願いします。

○議 長 これより、第872回宿毛市農業委員会の会議を開会します。
「議事録署名委員」の指名を行います。9番 小島 久司 委員、
10番 寺田 巧 委員をお願いします。
(なお、4番 山本 欣史 委員、8番 西山 成彦 委員、
11番 羽賀 大透 委員、1番 松本 功 委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありました。)

○議 長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」ご説明いたします。
受付番号24番及び25番。交換となっておりますのでまとめて説明させていただきます。場所は2ページに位置図をつけております。
二ノ宮 高石地区。篠川沿いに広がる農地各1筆です。
受付番号24番の譲渡人●●●●●さんの農地をまとめるために、受付番号25番の農地と交換することになりました。交換後も引き続き水稻を耕作するとの計画が出されています。
本申請は双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。
全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。
続きまして、受付番号26番。場所は3ページに位置図をつけております。
大字藻津。申請地は本人宅の隣地にある農地2筆になります。
売買で取得後は季節野菜を耕作するとの計画が出されています。
本申請は双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。
全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されております。
農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。
続きまして、受付番号27番。場所は同じく3ページに位置図をつけております。
受付番号26番と同じく大字藻津。大峯神社・八坂神社近くの農地の1筆です。

譲渡人が病気になり耕作や管理が難しくなったため、現在耕作してくれている譲受人に譲ることになりました。田では野菜（ナバナ）を耕作するとの計画が出されています。

本申請は双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されております。

農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

以上4件につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 続きまして、受付番号24番及び25番について、二ノ宮地区担当の川島委員より説明をお願いいたします。

○川島委員 【議案書をもとに24番及び25番朗読】
交換です。双方に確認をとったところ問題ないからよろしく申し上げます。ということで、本日は山本委員さんですけど、都合で僕が代読しましたけど、審議の程よろしく申し上げます。以上です。

○議長 長 続きまして、受付番号26番及び27番について、藻津地区担当の山口委員より説明をお願いいたします。

○山口委員 【議案書をもとに26番及び27番朗読】
●●さん（譲渡人）は現在体調を壊して入院中ということで、話を聞いているという奥さんに話を聞きました。以前から●●さん（26番譲受人）、●●さん（27番譲受人）に畑の管理してもらっていて、作っている状況で、手入れとしては問題ない。双方とも間違いない、よろしく申し上げますとのことです。以上です。

○議長 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○寺田委員 すみません。この交換というのはこれ、1000対100とか言うような交換も何の規制もないんですか。

○川島委員 本人が、まとめて今後使いたいということであれば、別に問題ないと思います。たとえ1000対100でも。

- 寺田委員 税制面で規制があるのではないかと。思。つて。
- 事務局長 特段問題ないと認識しております。
- 岩本委員 税金が双方にかかってくるだけで、合意の上であればね。
- 寺田委員 たびたび、すみません。26番は売買、片方は贈与になってますけど。従来から使ってもらっているのは同じで片方は売買。親戚とか。
- 山口委員 説明すると、●●さん(譲渡人)と●●さん(26番譲受人)は、苗字は同じですが親戚ではなく、●●さん(27番譲受人)とは親戚にあたる。元々27番の土地はどういう経緯でなったかわからないけど、元々は●●さん(27番譲受人)の家の土地やったものを現在は●●さん(譲渡人)が持っている。それで体を壊して入院したので、元に戻すという形じゃないけど、●●さん(27番譲受人)に譲るということになったということです。
- 議 長 ほかに意見はございませんか。
- (「なし」との声あり)
- 議 長 これより採決をいたします。
- 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」4件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」との声あり)
- 議 長 異議なしとすることですので、「議案第1号」4件は、許可することに決しました。
- 議 長 続きまして、議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。
- 議 長 なお、受付番号5番について農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与の制限のため、山本推進委員の退席を求めます。
- (山本農地利用最適化推進委員 退室)

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」ご説明いたします。
受付番号5番から16番の12件につきましては、利用権設定の借主は「公益財団法人高知県農業公社」となっております。高知県農業公社というのは「農地中間管理機構」のことです。

まず、議案第2号として各所有者から機構へ農地を貸す利用権設定を審議していただき、後ほど7ページにあります議案第3号としまして配分計画案に対するご意見をお願いできればと思います。

いずれも新規設定です。設定期間はいずれも5年間となっております。利用権の種類は使用貸借で、いずれも同様の設定内容になります。

場所は山奈町山田。12名の所有者から合わせて31筆、57,727㎡の設定になります。

登記及び現況地目はすべて田で水稻を作るとの計画が出されております。

いつもでしたら、委員の皆様方に、この借主は「農地全てを効率利用する人なのか」とか「必要な農作業に常時従事するのか」といった点のチェックをしていただくところですが、借り手が農地中間管理機構で、農地中間管理事業の実施による利用権設定をする時であれば、これらの要件には該当しなくても良いこととなっておりますので申し添えます。

以上のことから、事務局は今回申し出のありました、受付番号5番から16番の12件について農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

続きまして、受付番号17番についてご説明いたします。場所は平田町戸内にある農地の4筆になります。平成27年12月に高知県農業公社と利用権設定を行い、●●●●さんという方に配分されておりました。●●●●さんが体力的なこともあり、経営規模の見直しを図ることになり関係機関と協議した結果、該当農地は地域の担い手農家が引き受け耕作が見込まれること、地主の了承も得られたことから、農業公社との契約を合意解約することになりました。解約した農地4筆を再転貸する内容になります。利用権の種類は使用貸借で、期間は当初の設定期間の残日数、令和7年12月までになります。

登記及び現況地目はすべて田で水稻を作るとの計画が出されております。

再転貸の案件であることから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

今回の利用権設定の申請は以上となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 続きまして、受付番5番について、山田地区担当の小島委員より説明を

お願いいたします。

○小島委員 【議案書をもとに5番朗読】

先日、電話連絡で確認を取りました。農業公社仲介ということで問題ないと思われます。審議よろしくお願ひします。

○議 長 5番の案件だけ先に審議したいと思ひます。事務局と委員より説明がありましたか、これに対するご意見、ご質問はございませぬか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませぬか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に通知することにご異議ございませぬか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしと申うことですので、「議案第2号」1件は、市に通知することに決しました。

○議 長 山本委員の入室を許可します。

(山本農地利用最適化推進委員 入室)

○議 長 続きまして、受付番号6番から9番について、山田地区担当の山本委員より説明をお願いいたします。

○山本委員 【議案書をもとに6番から9番朗読】

それぞれ皆さん、よろしくお願ひしますということでございます。よろしくお願ひします。

○議 長 続きまして、受付番10番から16番について、山田地区担当の小島委員より説明をお願いいたします。

- 小島委員 【議案書をもとに10番から16番朗読】
皆さんに先日電話で確認しました。公社が入ってくれるということで、問題ないことと思います。審議よろしく申し上げます。以上です。
- 澤田委員 ちょっとすみません。事務局へ、えっと。●●●●番と●●●番。私の所に入ると言うことやったけど、これに入っていないがやけど。
- 事務局長 お待ちください。資料は？
- 事務局員 この内容で提出されてます。
- 事務局長 またちょっと、今の分、後で確認して対応させてください。
- 議 長 では、かまいませんか。続きまして、受付番17番について、平田地区担当の自分の方から説明いたします。
- 岩本委員 【議案書をもとに17番朗読】
この案件、先ほど事務局からも説明がありましたが、今年まで●●さんが作っており、高齢により規模を縮小のため減らすということですので。●●さんが今年のかじしを●●さん（貸付人）に持って行ったときに、こうなることを説明してくれておりますので、確認は取らなくていいということなので、取ってません。●●さん（新しい借受人）には直接会い確認取っております。よろしく申し上げます。
- 議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。
- 浦田委員 ちょっとかまいません。会長が言うた17番よ。●●さんが公社を通じて借りちよったがやろ。このとき始めに公社に貸すがの助成金は合意解約したら返還いうがはおきんが。途中で解約したら。
- 岩本委員 あのよ。前に公社に行きよった●●さんに聞いたら、5年を過ぎたら解約しても違約金は発生せんがやないろうかというようなことをチラッと言いよったけどね。
- 浦田委員 これ過ぎちょうがよね。27年やけん。

- 川島委員 それちゃんと確認しちよかんといかんと思うで。10年やったら10年で契約しちよって、5年でポンっと辞めたらよ。貸す方も困るで。5年なら5年で短い契約でね、するようにせんと。
- 岩本委員 これ多分、公社と●●さんの契約にするがやる。
- 川島委員 それをすると問題が起きませんかいって言いようけんよ。それは確認せんと。
- 浦田委員 ●●さん、公社を間に入れてないが。
- 岩本委員 これは事務局も確認します。僕も確認します。公社の方に。
- 小島委員 これはこれで仕舞いつけちゃらんと。事務局とね確認取ってもらって。
- 岩本委員 補足やけんど。14番●●さんの案件やけど、これも●●●●●、僕らが借りちよったけど、よう作らんので、公社に返して、今度ついでもらうがやけど。その時は●●（地名）やけん、僕ら●●（地名）やけん、集積計画、なんぼ集積しても助成金はないです。今後は●●●やけん、助成金もらえそうですか。
- 澤田委員 もらえん。●●（地名）は広いけん。20%以上やなかったか。20%以上にならんと出ん。
- 浦田委員 澤田委員、初めは2万位出よったやんか。初めは。今は出んようになっただがが。
- 澤田委員 あれは集積計画やないが。受け手に出るが。
- 浦田委員 あー、そうか。
- 川島委員 1回だけやる。
- 澤田委員 そう、1回だけ。集積計画のやつは増えた分については出る。うちは今、2万2千円出ようがやないろうか。40%越ちょうけん。●●●●●も●●（地名）では出るろう。
- 岩本委員 17番の●●さんと公社の解約しての補助金等経過は僕も調べますし、事

務局も調べますので。来月報告できるようにしますので、お願いします。

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」12件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に通知することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、「議案第2号」12件は、市に通知することに決しました。

(産業振興課 濱田係長 入室)

○議 長 続きまして、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について」を議題といたします。

○議 長 なお、議案第3号につきましては、澤田委員及び岩本会長が所属する営農組織が、借受者希望者となっている事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

(澤田農業委員及び岩本農業委員 退室)

○議 長 産業振興課 濱田係長より議案の説明をお願いします。

○産業振興課 濱田係長

産業振興課 濱田です。よろしく申し上げます。

それでは7ページからをご覧ください。農用地利用配分計画についてご説明いたします。先ほど承認いただきました農用地利用集積計画にあります農業公社が借り受けた農地につきまして、農業公社が借り受けた農地を受け手に配分する計画です。

議案第3号として7ページをご覧くださいますと、こちらの別紙借受選
定理由書によりますと、宿毛市山奈町山田字●●●●●につきまして受け
手として応募されております中で選定理由にある各項目でポイントが一番
高い経営体である●●●●氏が適当であると配分計画を作成しております。

また、8ページ及び9ページには、同じく宿毛市山奈町山田字●●●●●
●●●●●につきまして受け手として応募されております中で、選定理由にある各
項目でポイントが一番高い経営体である●●●●と●●●●●●●●●●がそれぞれ
適当であると配分計画を作成しております。

続きまして、10ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画に
ついてご説明いたします。先ほど承認いただきました農用地利用集積計画
(受付番号17番)にあります農業公社が借り受けた農地につきまして、
この4筆については、これまで●●●●氏と高知県農業公社との間で使用
貸借を結んでおりましたが、合意解約を行い、農業公社が借り受けた農地
を再転貸する計画です。

議案3号としまして、宿毛市平田町戸内字●●●●●外3筆につきまし
て受け手として応募されております、●●●●氏が当該地域の人・農地プ
ランの中心経営体に位置付けられ、借受者として適当であると集積等促進
計画を作成しております。

以上、農用地利用集積等促進計画の説明になります。ご審議のほどよろ
しくお願いいたします。

○議 長 担当課より説明がありました。これに対するご意見、ご質問はござい
ませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 それでは、これより採決をいたします。

議案第3号「農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について」担当課
より説明があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり
この計画案を適当と認め、市に答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第3号」4件は、市に答申すること

に決しました。濱田係長、ありがとうございました。

(産業振興課・濱田係長 退室)

(澤田農業委員及び岩本農業委員 入室)

(協議事項)

- 議長 続きまして、協議事項にはいります。
非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。
- 事務局長 非農地証明についてご報告いたします。
受付番号21番。申請場所 所在地は大字山奈町山田 竹石地区。
12ページに位置図をつけております。登記地目 田1筆です。
申請地は昭和53年月日不詳頃、山奈小学校の裏山を削った残土を入れて埋め立て駐車場として整地し現在に至っております。
- 続きまして受付番号22番。申請場所 所在地は大字錦。13ページに位置図をつけております。登記地目 畑1筆です。
申請地は平成13年月日不詳、住宅を建築し現在に至っております。
わせてご報告いたします。
- 以上、農地への復帰は困難と考えます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長 続きまして、受付番号21番について、山田地区担当の小島委員の方から説明をお願いいたします。
- 小島委員 **【議案書をもとに番号21番朗読】**
自分らの小さいじぶんに、この土地の周り宅地化されまして、水利も一切ないですし、もう今の状態では。雑種地というか駐車場として皆が使っている。現況、田んぼへの復旧は難しいと思われれます。以上です。
- 議長 続きまして、受付番号22番について、錦地区担当の山口委員の方から説明をお願いいたします。
- 山口委員 **【議案書をもとに番号22番朗読】**
先日保田委員と一緒に現地確認、〇〇さんの息子さんと一緒に話をしました。ここに建っている住宅は息子さんの住宅なので。前に建てた時は自

己資金で建てたので、地目変更されていなかったと。今回リフォームをするにあたり銀行から借入をするようにして、銀行の方から指摘があり、今回の申請になったということです。以上です。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○浦田委員 かまいませんか。非農地の場合に今まで現況書いてなかったかね。

○事務局長 地目だけですな。

○浦田委員 今までもそうやったかね。それならかまん、かまん、いいですよ。

○寺田委員 平成13年にも建てているわけやけど、今度また新しく同じ土地に作るわけ。

○山口委員 今、説明しましたが、リフォームです。前は自己資金で建てて、今回は銀行で借入れするという事です。

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
非農地証明2件につきましては、審議の結果問題ないということですので、適当と認め証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしと言うことですので、非農地証明2件は、証明することに決しました。

(報告事項)

○議 長 事務局より報告事項があります。

○事務局 ①令和6年度宿毛市農業委員会会議日程について

新年度、4月以降の日程については、以前お伝えしていた通りで、お配りしていた内容で定例会を月1回のペースで行いますので、また日程の調整をよろしく願います。

②地域計画における目標地図作成に向けた取り組み（芳奈・山田地区座談会実施）について

現在取り組みを進めております、地域計画作成に向けた地区の話し合いについては、1月23日に芳奈地区、30日に山田地区で無事開催することができました。担当地区の委員さんにはお忙しいところご出席いただき、また参加の呼びかけをしていただきまして、ありがとうございました。

今後の予定としましては3月7日（木）に橋上地区、12日（火）に二ノ宮地区、14日（木）に中角地区で座談会を開催するようしております。残る地区につきましては新年度以降、日程調整を行い、取り組みを進めていきたいと考えております。担当地区の委員さんには事前にすり合わせ等内容確認を行い、進めてまいりたいと思っておりますので、お手数をおかけしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

③第4回 すくも青空フェスタについて

壁にポスターを貼っております。宿毛4Hクラブ主催のイベントが3月10日（日）9時から15時まで、すくも84ターミナルで開催されます。4Hクラブの農業委員さんに説明していただけたら良かったんですが、お二人とも今日は欠席ということで、私の方からお伝えします。当日はトラック市やキッチンカーも出展予定であり、山本委員、羽賀委員も参加されますので、お出かけいただけたらと思います。

④活動記録簿の提出について

本日は活動記録簿の提出をいただきありがとうございました。本日提出いただきました活動記録簿については、このあと事務局で内容を点検、確認後、後日郵送にて返却予定ですのでお知らせいたします。3月分につきましては令和6年4月4日（木）の会議時に提出をお願いいたします。

⑤次回会議の日程について

次回会議の日程についてお知らせします。次回は4月4日（木）午後1時30分開会の予定です。なお、会議への各種申請書類受付締切日は3月8日（金）で、議案送付は3月28日（木）の予定です。

⑥宿毛市賃借料情報（案）について

「宿毛市賃借料情報（案）」につきましては、令和5年1月から令和5年12月までの1年間の利用権申請があった賃貸借を集計し、極端なものを除外するなどして平均を算出し案を作成して配布しております。ご確認ください。

○議長 長 ほかに何かありませんか。

（「なし」との声あり）

議長 それでは、以上で今期定例会議の議事は全て終了いたしました。
これで第872回宿毛市農業委員会会議を閉会します。

午後2時30分閉会

令和6年3月5日

会長 岩本 誠司

農業委員 小島 文司

農業委員 寺田 巧